

CORPORATE & TAX GLOBAL UPDATE

Newsletter

28 August 2025

「グローバル秘匿特権ガイド」 第5版発行（英語）のお知らせ

「グローバル秘匿特権ガイド」第5版では、新たな法域としてチリ、コロンビア、サウジアラビア、スイス、ウクライナ及びベネズエラが追加され世界主要 38 法域の秘匿特権に関する法令と実務を包括的に網羅しています。サイバーインシデント対応や社内調査における秘匿特権の適用範囲、AI ツールの出入力に関する秘匿性の問題、クロスボーダー取引の秘匿特権の扱い等、実務上の重要課題についても詳しく解説しています。各国ごとに異なる複雑な秘匿特権のルールを把握し、現地弁護士との秘密保持を徹底する必要がある企業にとって、貴重なリソースとなります。

是非ご一読の上、さらに詳細をお知りになりたいときは弊所紛争解決グループまでご相談ください。

本ガイドへのアクセスは[こちら](#)。



Corporate & Tax Global Update ニューズレター Vol. 109

はじめに

Corporate & Tax Global Update は、ベーカーマッケンジーのグローバルネットワークを最大限に活かし、日本と世界各国の会社法務及び税務の「今」をタイムリーにお届けしています。

Vol. 109 となる本号では、英国テイクオーバー・パネル、デュアルクラス株式構造・IPO・自己株式取得に関する協議を開始、利益予測及び非上場株式選択肢に関する実務声明を公表、米国における大きく美しい一つの法案（One Big Beautiful Bill Act）の概要の最新情報をお届けします。本ニューズレターが会社法務と税務の分野における皆様の羅針盤となれば幸いです。

目次

1. アジア

ベトナム：実質的支配者（BO）情報の開示義務に関する企業法改正

ベトナム：株式譲渡に関する法人所得税規則の改正案

2. 米州

米国：大きく美しい一つの法案（One Big Beautiful Bill Act）の概要

メキシコ：2025 年に Amount B の法制化へ

3. 欧州

英国：テイクオーバー・パネル、デュアルクラス株式構造・IPO・自己株式取得に関する協議を開始、利益予測及び非上場株式選択肢に関する実務声明を公表

EU：EWC 指令の改正について合意

4. Sustainability

EU：欧州委員会が EU 化学産業行動計画を発表 – CLP、REACH、ECHA に関する重要な変更点

「グローバル・パブリックM&Aガイド（英語）」更新のお知らせ

第5版となる本ガイドは、上場企業のクロスボーダー買収取引の経験豊富な40以上の法域における専門家の知見を集結しています。上場企業のクロスボーダー買収取引に関して生じる複雑な論点を簡素化し、取引の価値を最大化するために有用となります。

本ガイドは、オンラインにて、法域やトピックごとにデータをフィルタリングや比較することが可能で、特定の法域を詳細に調べることもできる便利なツールとなります。

詳しくはこちらをご覧ください。



1. アジア

ベトナム

実質的支配者（BO）情報の開示義務に関する企業法改正

2025年7月1日に、企業法の改正（以下、「改正企業法」）とその施行令である政令（168/2025/ND-CP）（以下、「本政令」）及び通達（68/2025/TT-BTC）が施行された。

これにより実質的支配者の定義が整備されると共に、関連する細目が規定され、企業に対して実質的支配者（Beneficial owner, BO）の情報開示義務が課されることとなった。

マネーロンダリング対策を眼目とし、国家による監視を強化するこの改正に、企業はグループ全体として方針を策定し対処していくことが求められる。

実質的支配者の定義

実質的支配者は、所有基準と支配・影響力基準の2つの基準により特定される。以下のいずれかの基準を満たす個人が実質的支配者に該当する（改正企業法第4.35条及び本政令第17条）。

- 所有基準：会社の定款資本（charter capital）又は議決権付株式の25%以上を、直接・間接を問わず所有する個人
- 支配・影響力基準：経営陣の選解任、定款変更、会社の組織再編や解散等、会社の重要な意思決定に対し、支配又は影響を及ぼすことができる個人

開示義務の対象

ベトナムで設立された法人格を有する会社の開示義務が課される。これには、(a)一人有限責任会社、(b)二人以上の有限責任会社、(c)株式会社及び(d)合名会社が含まれ、(1)国有会社、(2)個人の事業者、(3)上場企業及び(4)証券取引所において取引を登録した企業は含まれない。

開示すべき内容

条文上は、開示の要件は限定的であり、会社は直接的に上述の所有基準又は支配・影響力基準を満たす実質的支配者の個人情報（氏名、身分証明書、住所及び所有・支配割合等）を明らかにすることが求められる。

本政令第18条は以下のように詳述する。下記の要件から、開示の焦点は、間接的な実質的支配者ではなく直接的に所有基準又は支配・影響力基準を満たす実質的支配者に置かれていると考えられる。

- 株式会社の場合、総議決権の25%以上を所有する個人株主の情報を開示しなければならない。
- 二人以上の有限責任会社又は合名会社である場合、定款資本の25%以上を所有する構成員である個人の情報を開示しなければならない。
- 一人有限責任会社である場合、その所有者である個人の情報を開示しなければならない。
- すべての種類の企業は、支配・影響力基準に該当する個人の情報を開示しなければならない。

「2024-2025年 国際仲裁イヤーブック（英語）」発行のお知らせ

ペーカーマッケンジーでは、2024-2025年度国際仲裁イヤーブックを発行しました。本イヤーブックは、昨年1年間の国際仲裁における注目すべき動向について、世界40以上の法域の分析を網羅しています。

本年度版には、SIAC（シンガポール国際仲裁センター）や HKIAC（香港国際仲裁センター）を含む多くの機関による新しい仲裁規則、及び 2024 年にアブダビに開設された新しい仲裁センターである ArbitrateAD の詳細をはじめとする内容が含まれています。

詳しくはこちらをご覧ください。

International Arbitration Yearbook
2024 – 2025

加えて、株式会社は、議決権の 25%以上を保有する法人株主の詳細情報（法人名、企業コード／設立許可番号（発行日及び発行場所を含む）、本店所在地、議決権保有割合等）も開示しなければならない。これらの情報は、規制の上では「実質的支配者を特定する情報」（information for the purposes of identifying the BOs）として言及される。

開示時期

- 2025 年 7 月 1 日以降に設立された会社は、設立時に、実質的支配者に関する情報を開示しなければならない。
- 2025 年 7 月 1 日以前に設立された会社は、当局への次回の会社情報の登記／届出時に、実質的支配者に関する情報を開示しなければならない。但し、任意でそれ以前に開示することも可能である。
- 申告済みの実質的支配者に関する情報（氏名、支配割合、住所、個人情報等）に変更があった場合は、当該変更から 10 日以内に当局へ届出を行わなければならない（改正企業法第 31 条及び本政令第 52 条）。

開示義務もたらす影響

1. 内部対応

開示義務は、複雑又は多層的な所有構造を持ち、支配・影響力を有する実質的支配者の特定が困難な会社にとって、重大なコンプライアンス上の障壁となりうる。

ベトナム企業は、その本社レベルの所有構造に関する情報を有さないか、有していたとしても非常に限定的である場合が多い。また、ベトナム企業が、この開示義務のためにその親会社のコーポレート・ガバナンス（定款、内部統治規則及び実務、契約上の取り決め等）を包括的に調査し、当該会社に対して支配・影響力を有するとみなされる個人を特定しなければならないのかについては、未だ不明瞭である。ベトナム企業は、実質的支配者に関する情報を迅速に共有できるよう、グループ全体での内部方針を策定することが望ましい。

2. 規制の不明確性

支配・影響力基準は広範に定義されているため、本社レベルの個人も対象となる可能性がある。個人がベトナム企業に支配・影響力を及ぼしているか否かの判断は、不明確な点が残る。例えば、直接的な意思決定権のみが要件となるのか、拒否権も該当するのかが不明である。さらに、支配・影響力は、株主契約やジョイント・ベンチャー契約のような明示的な取決めから、市場や特定の事業分野における評判に基づき特定個人が支配権を持つような暗黙的な形に至るまで、様々な形態から生じうる。これらの支配・影響力の取決めは文書化されているものに限られるのか、非公式に確立された取決めも開示の対象となるのかについても、不確実性が残る。

3. 当局の対応

当局は、開示義務に関する規定を独自に解釈し、裁量を行使する可能性がある。その結果、開示要件は、正式なガイダンスが発行されるまで、地域によって異なった適用を見せる可能性がある。

実質的支配者に関する情報は機密扱いとされ、政府機関の間で共有される（本政令第 74.4 条及び 74.5 条）ところ、情報の変更についての通知は、税務当局や競争当局に対し、海外取引や企業再編に関する情報へのアクセスを拡大させる可能性がある。これにより、これらの取引に対するさらなる調査が行われる可能性がある。

2025年金融機関展望レポート (英語)」発行のお知らせ

ペーカーマッケンジーの金融機関担当弁護士が、2025年に金融機関に影響を与えるトピックについて考察する「2025年金融機関展望レポート」を発行いたしました。今年も、地政学的リスク、テクノロジーの進化、規制の進展等により、継続的な変化がもたらされることは明かです。金融機関はリスクコントロールに留まらず、チャンスをもつための準備が益々重要となっています。

本レポートは、フィンテックやデジタルトランスフォーメーション、サステナビリティ、規制審査といった金融機関が直面するリスク要因に関する最新情報を網羅しています。

また、アセットマネジメント、ファイナンシャルスポンサーや投資銀行向けに、税制、オルタナティブ・ファイナンス、アダプテーション・ファイナンス、EU域外銀行支店規則等についても解説しています。

詳しくはこちらをご覧ください。



当局が実質的支配者に関する開示の質をどの程度注視するかは依然として不明であるが、現行の申請書類では、ただ情報の申告のみが求められており、裏付け資料の提出は求められていない。また、改正企業法及びその施行規則の中で、開示義務の不履行についての具体的な法的結果や行政罰に関しては現時点で不明確であり、行政による新たな制裁規定の発行が待たれる。

[最初のページに戻る](#)

ベトナム

株式譲渡に関する法人所得税規則の改正案

概要

2025年7月9日、ベトナム財務省は、法人所得税法第67/2025/QH15号の一部規定の施行に関する詳細を定めた政令案（以下、「本政令案」）を公表した。本政令案は、外国法人による株式譲渡に関する新たな規定を定め、当該外国法人がベトナムに恒久的施設（PE）を有するか否かを問わず適用される。

本施行案における重要な点は、以下である。

- 法人所得税法第2条第2項c及びdに規定する外国法人に対する法人所得税は、ベトナム国内において発生した収益に対する一定の割合により算定されるものとする。
- ベトナム国内の企業活動を所有者が直接管理していない場合の株式譲渡、又は資産譲渡に関して、適用される税率は譲渡対価の2%とする。

本政令案は、不明確な点も多く、ベトナムに投資を行う多国籍企業は、本政令案の動向を継続的に注視する必要がある。最終的な規定の内容及びその影響を理解することは、今後の投資戦略及び撤退契約において極めて重要である。専門家の助言を受け、現在及び将来の事業活動への影響を評価することが推奨される。

詳細

本政令案の文言からは、外国法人によるベトナム外の（ベトナム法人株式を有する）法人（以下、「オフショア持株会社」）の譲渡（間接株式譲渡）を課税対象とする意図が読み取れる。

ベトナム法人の株式譲渡においては、譲渡人である外国法人が当該譲渡対象となる法人内に代表者を任命することが一般的であり、これにより当該代表者が企業活動を直接管理しているとみなされる可能性がある。そのため、外国法人によるベトナム法人の株式譲渡は、本政令案に定める2%課税の対象外となる可能性がある。

また、本政令案には既存の規定と類似する株式譲渡に関する条項も含まれており、これらはベトナム法人によるベトナム法人株式譲渡も想定した文言であると考えられる。

財務省は、2%課税に関する説明資料において、Metro社及びBigC社の事案に言及しており、特にBigC社の取引が間接株式譲渡であったことから、本政令案が間接株式譲渡に対する課税を意図していることが読み取れる。

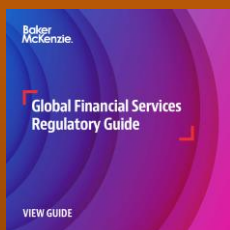
「グローバル金融サービス規制ガイド（英語）」改訂版発行のお知らせ

本ガイドは、世界の主要な金融センター及び新興市場を含む35の国と地域について、金融サービスに関する法令と規制を網羅的かつ包括的にまとめたものです。

金融サービス業界は、生成AIやデジタルアセット等の急速な技術進歩、厳しさを増すマネーロンダリング対策（AML）や制裁体制、新たなESG課題や継続的な業界再編等を背景に、大きな変革期が続いています。これらに伴う規制の変化は、導入の複雑さや法域により異なる規制と相まって、企業に重大なリスクをもたらします。

本改訂版では、このような課題に対応するため、急成長する暗号資産、AML及びCFT監督当局、更に外部委託先への規制拡大を取り上げています。金融商品の販売や新規市場へのサービス提供の際の簡易な参照資料として利用可能で、世界の銀行や金融サービス会社に適用される規制を網羅しています。

本ガイド（無料）をご希望の方は、こちらからアクセスしてください。



多国籍企業にとっての主な課題

財務省は、外国法人が他の外国法人に対して、ベトナム法人株式を譲渡する場合、譲渡価額を取得原価で申告する（つまり、所得/税額をゼロとして申告する）事例が多く、ベトナム当局は実際の譲渡価額や取得原価の正確性を検証する能力に限界があると説明している。この「所得」の検証困難性が、譲渡対価ベース課税への意向を促す主要因となっている。

一般的には、所得課税に替えて、譲渡対価ベースの定率課税を導入することは、外国投資家にとって歓迎される可能性がある。特に、公開会社における取引に関して外国法人投資家の取扱いに一貫性が生まれる点が評価される。

しかしながら、本政令案は、「間接株式譲渡」の定義や、譲渡価格をベトナム資産（つまり、ベトナム法人株式）にどのように分配するか、といった重要な論点について未だ明確にしていない。特に、譲渡対象となるオフショア持株会社がベトナム法人株式以外にも資産を保有する持株会社である場合、課税計算が従来の所得課税制度と同様に複雑化する可能性があり、定率課税を導入した目的を損なうおそれがある。今後、これらの点については通達等により詳細が示されることが期待される。

本政令案が施行された場合、特にベトナムにおいて撤退や組織編制を検討している外国投資家及び多国籍企業にとって、以下のような重大な課題が生じる可能性がある：

- 定率課税への移行により、企業価値が十分に発揮されていない段階（つまり、譲渡所得が大きくないと考えられる状況）での取引においても、取得原価等を考慮せずに、譲渡対価ベースで課税されるため、税負担が大きくなる可能性がある。
- 本政令案には、グループ内組織再編、ベトナム子会社を有する上場外国企業の取引、又は一定の基準値以下の取引に対する除外規定に関する記載が存在しない。
- 他国の類似税制と異なり、譲渡対価を課税ベースとする意図があるにもかかわらず、ベトナム法人株式がオフショア持株会社の資産の一部を構成するに過ぎない場合（例：東南アジア地域に複数の事業を有する持株会社の譲渡）において、ベトナムに係る税額の算定方法が明示されていない。

[最初のページに戻る](#)

2. 米州

米国

大きく美しい一つの法案（One Big Beautiful Bill Act）の概要

はじめに

2025年7月4日に成立した大きく美しい一つの法案（One Big Beautiful Bill Act、以下、「OBBBA」）は、米国国内企業への投資を促進するための、新たな規定の創設を含んでいる。具体的には、以下で概説する、税額控除等による米国税負担の軽減や、税制改革法（Tax Cut and Jobs Act、以下、「TCJA」）の規定の延長を内容とする、規定である。また、国際課税に関する規定である、低税率国外無形資産所得（Global Intangible Low-Taxed Income、以下、「GILTI」）及び国外無形資産所得（Foreign Derived Intangible Income）制度（現在はそれぞれ Net Controlled Foreign

「規制強化期におけるM&A成功法（英語）」発行のお知らせ

金利の上昇やマクロ経済の不透明感により減速していたM&Aは、2024年後半に再び活発化する見通しです。そこで重要となるのは、最新の市場動向や法的発展を常に見極めることです。企業は、ビジネスモデルを再定義し、買収を通じたイノベーションやシナジーの推進、カーブアウトや売却を通じた経営資源の最適化を行い、市場の課題に適応しなければなりません。投資ファンド等のフィナンシャルスポンサーは、パイアンドビルド戦略を通じたポートフォリオの合理化、エグジツトセールスやセカンダリー取引を通じた投資家へのリターン創出を迫られています。

しかし、M&A環境は、規制の観点から厳しさを増しています。独占禁止法、外国直接投資(FDI)、そして最近では欧州連合(EU)の規制当局による外国補助金(FSR)といった分野における監視強化は、M&A取引のハードルを一層高めています。

本ガイドでは、パーカーマッケンジーの専門家が、今後予想される規制上の課題や、それらがM&A取引に与える影響について解説し、取引当事者がこれら課題を乗り越えるための指針を提示します。

画像をクリックしてご覧ください。



Corporation Tested Income 及び Foreign-Derived Deduction Eligible Income に改称) に対する大幅な改正も含まれる。

対米国投資の促進

OBDBA は、米国企業にとってより有利な事業環境を整備し、国内での生産を促すため、設備投資を行った年度における課税所得の削減を可能にする大幅な税制改革を実施した。課税所得を削減する手段は、特定の適格生産資産に対する 100% のボーナス減価償却 (初年度での全額償却)、特定の研究開発費の経費算入、税額控除の拡充及び特定の所得に対する軽減税率等である。

これらの改正の多くは米国企業に有利であると考えられるが、他の国際課税との相互作用及び州法の影響を検討する必要がある。

100%のボーナス減価償却の恒久化

OBDBA は、第 168 条(k)に定める「対象資産 (qualified property)」(例: コンピュータソフトウェア、特定の工場設備、機械装置等) に対する 100% のボーナス減価償却を恒久化する。この 100% のボーナス減価償却は、2025 年 1 月 19 日以降に取得した対象資産 (中古資産を含む) に適用される。

暦年ではなく課税年度を選択している納税者向けの移行措置も設けられた。2025 年 1 月 19 日以降に終了する最初の課税年度中に使用開始された対象資産については、資産のカテゴリーに応じて 40% 又は 60% のボーナス減価償却を選択適用することが可能である。

国内製造向けの新たなボーナス減価償却

OBDBA には、米国国内における製造ないし生産に関連する特定の資産に対して 100% のボーナス減価償却を認める、新たな第 168 条(n)が含まれる。この新たなボーナス減価償却の適用は、「適格生産資産 (qualified production property)」に限定される。適格生産資産とは、特定の要件を満たす非住宅用不動産 (例: 適格生産活動 (qualified production activities) の一環として使用される資産であって、米国内で使用開始されたもの) をいう。

適用対象からは、賃貸物件並びに、オフィス、管理サービス、宿泊施設、駐車場、販売活動、研究活動、ソフトウェア開発若しくはエンジニアリング活動に使用される非住宅用不動産、及び有形個人資産の製造、生産、精製と無関係な機能に使用される非住宅用不動産は除かれている。

新たな第 168 条(n)は、2025 年 7 月 4 日以降に事業に使用された対象資産に適用される。

第 179 条の減価償却限度額の引き上げ

OBDBA は、第 179 条の資産 (例: 事業に使用される機械設備等の特定の有形資産) の取得価額を資本勘定に計上しない費用として扱う際の限度額を、100 万米ドルから 250 万米ドルに引き上げた。

新たな限度額は、2024 年 12 月 31 日以降に開始する課税年度において使用開始された資産に適用される。

国内研究開発費の全額費用化

OBDBA は、研究開発費の費用処理を改正した。国外における研究開発費は資本的支出として扱い、15 年間にわたって償却される必要があるが、新たな第 174A 条に基づき、国内における研究開発費は即時かつ全額控除可能である。

「グローバルグループ再編ガイド」発行のお知らせ

世界各国で多くのグループ企業を有する欧米の多国籍企業は、越境合併、越境分割、越境組織変更や税務上の居住地の変更等、組織再編の手法を活用して積極的・頻繁にグローバル規模のグループ再編を検討、実施し、戦略的目的を実現しています。日本企業の間では、多国籍企業化してからの歴史が比較的浅いこともあり、欧米の競争相手に比べて、グローバル規模でのグループ再編に取り組むことは未だ一般的になっていません。このような問題意識から、本ニュースレターにて3回にわたり連載した日本企業による「グローバルグループ再編シリーズ」をまとめたガイドを発行いたしました。

日本企業によるグローバルグループ再編の検討材料のひとつとなり、厳しさを増す国際環境での競争力強化の一助となれば幸いです。

本ガイド（無料）をご希望の方はメールにてご連絡ください。



事業利息控除の限度額の引き上げ

OBBBAは、2024年12月31日以降に開始する課税年度における第163条(j)に基づく事業利息控除の30%上限の適用のため、調整後課税所得のEBITDAに基づく計算方法を復活させた。この計算方法は、以前はTCJAの一部であったが、2022年に失効していた。

先進製造業投資税額控除の引き上げ

OBBBAは、第48D条に基づく既存の先進製造業投資税額控除について、半導体又は半導体製造設備の製造に対する税額控除率を25%から35%に引き上げる措置を講じた。

これは、2025年12月31日以降に事業に使用される資産に適用される。

適格事業所得控除の恒久化

OBBBAは、様々な制限をある程度修正した上でTCJA第199A条に基づくパススルー事業による所得を有する自然人である納税者に対する控除に対する恒久化した。控除額は、(i) 納税者の適格事業所得額、又は(ii) キャピタルゲインの純額を考慮せずに計算された納税者の課税所得の20%のいずれか小さい方となる。

この恒久化措置は、2025年12月31日以降に開始する課税年度に適用される場所、小規模な米国企業に利益をもたらすことが予想される。

適格オポチュニティゾーンの恒久化

OBBBAは、第1400Z条に基づく適格オポチュニティゾーン（Qualified Opportunity Zone、以下、「QOZ」）制度を恒久化する。この制度は、QOZ内に所在する事業や不動産に投資をする適格オポチュニティファンドへの投資によって、キャピタルゲイン課税を繰り延べ、軽減又は免除するものである。OBBBAは、一定の改正を加えた上で、QOZ制度を恒久化する。

Foreign-Derived Deduction Eligible Income（旧 FDII）

TCJAの一環として制定されたFDIIは、米国から国外に販売又は提供される商品やサービスについて、所得に対する控除を認め、実質的な税率の軽減を図る制度である。FDIIにも基づく所得控除の控除率は、2025年末に37.5%から21.875%となる予定であったが、OBBBAにより33.34%で恒久化されることとなった。

OBBBAには、FDIIに対するその他の改正も盛り込まれており、これによりFDIIはForeign-Derived Deduction Eligible Income（FDDEI）に改組される。改組後は、米国への投資を促進する目的が強化されている。

[最初のページに戻る](#)

メキシコ

2025年にAmount B（利益B）の法制化へ

はじめに

経済協力開発機構（OECD）は最近、メキシコの移転価格プロファイルを更新し、同国が卸売業者の独立企業間価格（arm's length profits）を決定するための簡素化されたアプローチ「Amount B」をまもなく法律に盛り込む意向であることを強調した。この簡素化されたアプローチは、多国籍企業の卸売事業に帰属する利益率を標準化し、それによって税務コンプライアンスを促進

「グローバル・プライベートM&Aガイド（英語）」発行のお知らせ

本ガイドは、非上場会社を対象とするクロスボーダーM&Aの準備、実行段階で直面する法務及び規制上の各種の論点について、40法域の状況を取りまとめています。

前回の2021年改訂以来、世界における法やビジネスを取り巻く環境は大きく変化しています。特に、独占禁止法及びその他の取引規制ルールは複雑さを増しており、これまで以上に積極的に施行が進んでいます。本最新版では、複雑な合併規制や外国投資規制に関する最新情報を盛り込んでいます。また、取引に影響を及ぼす可能性のある税務上の問題、雇用法上の義務、贈収賄防止に関する懸念事項も概説しています。

本ガイドはオンラインにより閲覧可能で、法域やトピックごとのデータ絞り込み、法域やトピックを跨いだデータ比較、また特定法域を詳しく調べることができます。

画像をクリックしてご覧ください。



し、移転価格に関する紛争を削減することを目的としている。この規制の変更は、メキシコで卸売事業を展開する多国籍企業にとって大きな変化となる。したがって、企業は、税負担の変化や二重課税の可能性等、税務上の影響を分析し、タイムリーな対応を講じる必要がある。

概要

7月22日、OECDはメキシコを含む複数の国の移転価格プロファイルの更新版を公表した。これは、各国の規制枠組みを反映させるための継続的な取組の一環である。これらの更新は、各制度の最も関連性の高い要素を特定し集約することを目的としており、各国の税務当局が直接回答した質問票を基に作成されている。

今回の更新では、Amount B（いわゆる「簡素化アプローチ」）に特化した新たなセクションが注目されている。メキシコの場合、同国は2025年後半にこの制度を立法に組み込む意向であることが指摘されている。規制プロセスは現在進行中であるが、この言及は、メキシコにおけるAmount Bの移転価格制度への採用が短期的に実現する可能性を示唆している。

OECDは、Pillar 1 枠組みの一環としてAmount Bを提案しており、多国籍企業の卸売販売事業に帰属する独立企業間取引価格に基づく利益を、簡素化されたアプローチを通じて決定することを目的としている。この新たなアプローチは、移転価格算定方法の選択と適用を、既に定義された価格設定スキームに置き換えることで、コンプライアンスの促進と移転価格紛争の削減を目的としている。この目的に沿い、アイルランドやオランダ等一部の国は既にこのスキームを立法に採用しているが、他の国々は依然としてその実施を評価中である。一方、米国は採用の方向に進んでいるようである。

これらの規則の採用は、任意又は強制的なものとなる可能性があり、多国籍企業グループに属する卸売販売活動を行う企業の税務上の立場に重大な影響を与えるだけでなく、二重課税のリスクを生じさせる可能性がある。これは、グループが事業を展開する各国がAmount Bを異なる時期に採用したり、異なる基準で適用したりした場合に発生する可能性がある。

例えば、メキシコがAmount Bを強制的に導入した場合、米国で製造しメキシコで販売する企業は、米国が当該制度を採用していない限り、二重課税の状況に直面する可能性がある。これは、メキシコでAmount B制度に基づき算定された利益が、米国税務当局により独立企業間取引として認められない可能性があるため、取引に帰属する利益の算定において不一致が生じるためである。

メキシコが既にAmount Bを国内法に組み込む意向を表明していることを踏まえると、両国間の取引は、この新たなアプローチの適用が実際に試される最初の事例の一つとなる可能性がある。そのため、その影響を事前に予測し、適切に準備することがより重要となる。

ベーカーマッケンジーでは、これらの変更を注意深く監視しており、影響の評価、戦略の策定、及びAmount Bの最終的な実施に向けた準備において、皆様を支援する準備が整っているため、これらの変更が貴社の業務に与える影響についてご相談いただく際は、当社までご連絡頂ければ幸いである。

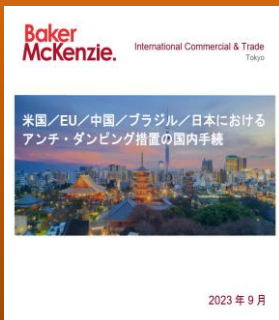
[最初のページに戻る](#)

「アンチ・ダンピング措置の国内手続」ガイドのお知らせ

近年、WTOアンチ・ダンピング協定に基づくアンチ・ダンピング関税の賦課件数が年間100件を超える水準で推移しています。

本ガイドでは、アンチ・ダンピング措置の発動国として件数の最も多い米国のアンチ・ダンピング関税賦課の国内手続の概要に加え、EU、中国、ブラジル、及び日本の国内手続の概要を説明しています。

本ガイド（無料）をご希望の方はメールにてご連絡ください。



3. 欧州

英国

テイクオーバー・パネル、デュアルクラス株式構造・IPO・自己株式取得に関する協議を開始、利益予測及び非上場株式選択肢に関する実務声明を公表

テイクオーバー・パネルはコンサルテーション（PCP）を公表し、デュアルクラス株式構造（DCSS）を持つ企業に対するアプローチ案と、それらに対するコードの適用方法について概説した。併せて、IPOと自己株取得の両方に関する追加的な規則改正も提案されている。意見募集の期限は2025年9月26日（金）で、2025年末までに最終的な新規則を定めた回答書が公表され、2026年第1四半期に改正が施行される予定である。

パネルはまた、①実務声明 35：利益予測（profit forecasts）、金銭的効果の定量的記載（Quantified Financial Benefits Statements、以下、「QFBS」）、及び投資調査（investment research）、②実務声明 36：非上場株式選択肢（unlisted share alternatives、いわゆる「スタブ・エクイティ（stub equity）」）という新たに2つの実務声明を公表した。

DCSS企業に対する提案されているアプローチと、それに対応するコードの改正は、自己株式取得、IPO、ルール9免除等、類似の場面におけるコードの関連規定の理念と整合する。パネルが認めているように、これらの構造は時間の経過とともに変化する可能性があるため、柔軟性の確保と原則主義（principles-based）の重視は妥当かつ賢明な方向性である。より大局的には、英国上場企業においてDCSSが相当数現れるのか、いつ現れるのかという点が問われている。もし英国がこうした企業をロンドン証券取引所に誘致することに成功した場合、市場慣行がどのように発展し、コードとパネルがどのようにこれに適応するか、興味深いところである。

パネルによる、利益予測、QFBS、及び投資調査に関して利用可能な免除措置に関するガイダンスは、実務上、低リスクの場面における規制の限定的な緩和を意味しており、歓迎すべきニュースだ。また、これは、英国市場における摩擦を取り除き、英国を企業が上場し事業を行う上で魅力的な場所とするという、政府及び規制当局全体の取組と整合している。

最近の買収案件で非上場株式選択肢の利用が広がっており、その傾向は衰える気配がないことを踏まえると、この分野におけるパネルの対応方針に関するガイダンスは有益だ。このアプローチを支える基本原則である「平等な取扱い」と「十分かつ適時の開示」は広く理解されているが、よくあることだが、細部にこそ本質がある。財務アドバイザーは特に、パネルとの事前協議の必要性に注意すべきだ。買主側を担当する場合は、ルール24.11の評価書に含める評価レンジに関する点が重要であり、ターゲット側を担当する場合は、代替オファーの条件が公正かつ妥当であるかについて、財務アドバイザーがターゲット取締役会に助言できない理由をどのように説明するかという点に特に焦点が当たる。

DCSSに関するPCP

1. 背景

昨年、大幅に改正された英国上場規則が導入されたことを受け、DCSSを導入している会社は、商業会社の株式の単一セグメントに上場することができるようになった。パネルは、したがって、コードがDCSSを有する会社にどのように適用されるかを明確にすることが適切であると考えている。パネル

が今回の検討の基礎とした、これまで英国市場で見られた主な DCSS の類型は以下の通りである：

- DCSS 1：B 種株式が（すべての決議について）1 株あたり複数の議決権を有する
- DCSS 2：発行時点から一部又は全部の決議について多数決支配権・拒否権を付与する単一の特別株式
- DCSS 3：第三者が普通株式の過半数を支配した時点から、一部又は全部の決議に対して多数決権・拒否権を付与する単一の特別株式

いずれの場合も、特定のトリガー事由が発生すると、特別株式／B 種株式は消滅するか、普通株式に転換される。PCP には、会社の IPO 後一定期間の経過（タイム・サンセット）を含む共通のトリガー事由が多数記載されている。

パネルは、英国市場で利用される DCSS の種類は時とともに進化する可能性が高いことを認識しており、それゆえ、コードの変更を原則に基づくものとし、異なる DCSS が出現した場合にも柔軟に適用できるようにすることを目指している。変更のほとんどは DCSS1 の仕組みに焦点を当てたものであり、他の 2 つの仕組みに関して生じる問題は少ない。

2. DCSS 会社に対するルール 9（強制買付義務）の適用案

DCSS 1 の会社において、B 種種類株式がトリガー事由の結果として消滅又は転換され、株主の議決権割合が増加した場合、これをルール 9 における株式取得として取り扱うことが提案されており、これにより当該株主がルール 9 の閾値（30% 以上への増加、又は 30% 以上 50% 未満からの増加）を超えて議決権を増加させた場合には、強制買付義務が発動されることになる。

パネルは通常、(a)トリガー事由がタイムサンセットの期限切れである場合、又は(b)買収時に株主がトリガー事由が発生すると信じる理由があった場合を除き、強制買付義務の免除を認める。いずれの場合であっても、パネルがルール 9 の適用が不当に厳しくなると判断した場合、特定の免除を認める可能性があるが、その場合、株主が十分な株式を処分し、ルール 9 の閾値を下回ることが条件となる可能性が高い。

IPO の際、パネルは特定の株主又は共同行為者に「開示によるルール 9 の免除」を認めることができる：

- IPO の上場書類において、トリガー事由発生後に当該株主が保有する最大議決権比率が適切に開示されていること。
- パネルの同意がある場合を除き、上場後、当該株主（又は共同行為者）による株式持分の追加取得がないこと。

このような性質の開示による特例は、IPO 後に株式を取得した場合、その取得がトリガー事由発生後に行われたのであれば強制買付義務が発動されたはずである場合には、その後無効とされる可能性がある。これは状況によって異なり、例えば、新株の比例配分による引き受けは強制買付義務を発動しないが、既存株式の取得は一般的に強制買付義務を発動する。

3. DCSS 企業に対する受諾条件要件の適用案

任意の買付け（ルール 10.1）及び強制買付け（ルール 9.3）のいずれの受諾条件についても、二重テストの導入を提案：

- 無条件化前テスト（pre-unconditional test）：強化議決権株式が転換又は消滅する直前において、議決権の過半数を有する株式につき、買付者によって取得されるか、オファーを受諾すること。
- 無条件化後テスト（post-unconditional test）：強化議決権株式が転換又は消滅した直後において、議決権の過半数を有する株式につき、買付者によって取得されるか、オファーを受諾すること。

受諾条件が充足されるためには、無条件化前テストと無条件化後テストの両方に合格する必要がある。ただし、各テストの閾値（50%+1 以上）は異なる水準を設定することも許容される。

DCSS2 又は DCCS3 の構造を持つ会社については、パネルは、受諾条件の計算において、特別持分を考慮しないことが提案されている。

4. DCSS 会社に対する他のコード規定の適用案

PCP は、DCSS 企業に対して他のコード条項をどのように適用するかを示しており、例えば、ルール 14（同種提案）は適用されない可能性が高い一方で、ルール 2.9 及び 17 に基づくアナウンスでは、各株式クラスに付随する議決権を説明すべきだとしている。

ルール 16 の「特別有利な取扱いの禁止」は、強化議決権株式の取得又は消却を目的とするオファーが次の場合に抵触する可能性が高い。

- 当該株式が譲渡時に普通株式に転換される場合、オファー価格が適用される転換比率に基づく金額を上回っている。
- 株式が消滅する、又は買付者に譲渡できない場合、オファー価格が株式の額面価格を上回っている。

ルール 21.1 の「買付け妨害行為の制限」は、強化議決権株式の発行が「関連期間」に行われない限り、通常は発動されない。また、取締役が強化議決権株式の保有者として権利を行使することによっても、通常は発動されない。

5. IPO に関する新条項の導入案

パネルは、IPO の実施によってコードの適用対象となる会社に対し、IPO 上場書類にコードに関する適切な開示を行うことを新たに義務付ける提案をしている。この開示には、ルール 9 の適用に関する詳細や、IPO 完了時に 30% 以上の議決権を有する、又は有する見込みのある人物又は共同行為者に関する詳細が含まれる。この点については、すでにパネルのウェブサイトにはアドバイザー向けの注記があり、今回の新要件は既存の実務を明文化するものである。

同様に、パネルは「開示によるルール 9 の免除」を認める慣行を成文化することを提案している。これにより、IPO 上場書類に、関連する特定イベントの発生時に個人又は共同行為者が保有する議決権の最大割合が明確に記載されていれば、その将来的なイベントはルール 9 に基づく強制買付義務を発動しないことになる。

6. 自己株式取得に関連する新たな規定の導入案

パネルは、ルール 37（自己株式取得）について、いくつかの修正を提案しており、その中には明確化を目的とするものも含まれる。また、「不適格取引（disqualifying transactions）」制度についても、定時株主総会における通常の自己株式取得権限の下で、特定の買戻しやプログラムを実施する意図がない状況で行われる取得に関して、規制を緩和する修正が提案されている。

パネルが「無関係の第三者（innocent bystander）」の注記に基づきルール 9 の免除を付与する場合、特定の自己株式取得を実施する際に、その買戻し後に当該「無関係の第三者」が保有することになる最大議決権比率を会社が公表することを新たに義務付ける提案がある。

また、パネルは、自己株式取得が（契約上のオファーやスキーム・オブ・アレンジメントではなく）実質的に、会社の全株式又は最終的に全株式を単一の株主（又は協調行動者）が保有する結果をもたらす仕組みとして利用される場合、その買戻しをコード上の「オファー」として取り扱うという実務を明文化する提案も行っている。

利益予測、QFBS、及び投資調査に関する実務声明

概ね、この実務声明は、オファー当事者と関係のある企業が公表する利益予測、QFBS、投資調査に関するルールの適用を、低リスクの場面において限定的に緩和するものである。

対象会社がアプローチを明確に拒絶した後に一度限りの利益予測を公表し、その 7 日超を経てオファー期間が開始した場合、パネルはレポート作成要件の免除を認めることがある。

証券を対価とする買付者が QFBS を準備済みだが、必要なレポートを取得する十分な時間がない時点で可能性のあるオファーの公表が必要な場合、パネルは、まずレポートなしで QFBS を公表し、その後 21 日以内にレポートを追加公表することを認める場合がある。この判断にあたっては、対象会社の見解も考慮される。

デューデリジェンス目的で対象会社が買付者に利益予測を非公開で提供し、買付者がその予測を文書や発表で公表する必要がある場合（通常、米国の証券取引法に基づく）、パネルは通常、予測がオファーのメリットに関する議論に使用されず、予測が公表される文書に予測に関する明白な免責文言が含まれていることを条件に、予測に関する報告義務の免除を認める。

オファー期間中に長期（15 か月以上）の利益予測が行われ、又は繰り返される場合、パネルは、当該予想が当該年度の利益予測を推論することを可能にするためのものではないと判断した場合には、当該年度とその間の会計年度の対応する利益予測に関する要件から免除することができる。この免除は、アプローチ前に初めて公表されたものの、ルール 28 に基づき再度公表する必要がある利益予測、又はオファー期間中に行われた通常の利益予測に関して認められる。

推奨がなされている非競合のオファーにおいて、過去に公表済みの利益予測又は QFBS を後続文書に再掲する場合、当初にレポートした会計士・財務アドバイザーの「当初レポートは引き続き有効」との再確認記載を省略する免除が認められることがある。

FCA ハンドブックに適合する期末又は中間の利益予測に対するルール 28.1 の免除は、以下の条件で、正式な決算公表の直前に発表される利益予測にも拡張され得る。(1)取締役が適切に短い期間内に正式な決算を公表するとパネルに確認すること、(2)利益予測が通常の会計期間に係ること、(3)当該文書に必要な取締役確認事項が記載されること。

推奨がなされている非競合のオファーにおいて、関係会社が投資調査を公表する際、パネル事前同意及び事前審査の要件を免除することがある。ただし、当該関係会社が書面でパネルに対し、ルール 20.1 注釈 4(b)（非公開情報に基づく事実・意見の不使用、利益予測・QFBS 等の不掲載）に準拠していることを確認する必要がある。

非上場株式選択肢（スタブ・エクイティ）に関する実務声明

近年、コードの適用を受ける買収において、非上場株式選択肢（いわゆる「スタブ・エクイティ」）の利用が顕著に増加している。パネルは、この実務声明を通じて、こうした状況におけるコード条項の通常の適用・解釈に関するガイダンスを示した。これは、すべての対象会社株主に平等な取扱いを保証するという基本原則（総則原則 1）と、特別有利な取扱いを禁止するルール 16 に基づいている。また、対象会社株主が適切な判断を下せるよう、十分な時間と情報を提供する必要性にも重点が置かれている。

実務声明全体を通しての重要なメッセージは、代替オファーの条件と関連する開示要件について、パネルと早期に協議することの重要性を強調していることである。

実務声明では、非上場株式選択肢に関して許容される条件と許容されない条件の概要を示している。最大合計受諾上限（Bidco 株式の発行可能割合に上限を設け、超過申込み時には按分スケールバックする仕組み）や最小合計受諾下限（一定水準未満の受諾の場合は株式を発行せず、全株主に現金を交付する仕組み）は認められる。

これに対し、個別の最小数的受諾下限（例：個々の株主について、最低株数や金額を満たさなければ選択できない）は禁止されるが、個別の最小割合的受諾下限（例：個々の株主について、自己保有株式の 50% 以上についてのみ選択可能）は認められる。

株式交換比率は明確でなければならず、個別の最小数的下限によって特定株主を排除するような設計は許されない。端数は切り捨てた上で、その分は現金で補填できる。また、Bidco 株式の追加払込（買収関連費用の資金化等）によって選択株主の持分が希薄化する可能性がある場合、その取決めに適切に開示する必要がある。

例えば、対象株主に貿易制裁が適用される場合や、海外の証券取引法や規制により、特定の法域の対象株主に代替案が提供された場合、民事上、規制上、特に刑事上の重大なリスクにさらされる可能性がある場合等である。

同様に、Bidco 株式を一定割合以上保有する株主に特定のガバナンス権を付与することも、協議を前提に認められる場合がある。ただし、付与される権利が相応の範囲にとどまるかにパネルは特段の注意を払う。金銭的利益、早期退出権、少数株主の代理人として意思決定する権限等は認められない可能性が高い。

パネルは、ルール 2.7 の公表において、非上場株式選択肢の条件を詳細に開示することを求めている。開示事項には、投資リスク要因、Bidco グループの詳細、経済的・ガバナンス上の取決め、決済メカニズム等が含まれる。

入札者がノミニーの取り決め（ノミニーが入札会社の株式の法的所有権を保有し、選択対象株主は受益権のみを保有する）を利用できるのは、その取り決めが選択対象株主全員（一定の基準以下の株主のみではなく）に課されるか、その取り決めが任意である場合に限られる。

パネルは、非上場株式代替案のルール 24.11 の評価には以下が必要であることを明確にしている：1) 考慮した要素をすべて含めること、2) 非上場株式 1 株当たりの価値の見積もりが、各対象株式とどのように関連しているかを説明すること、3) レンジを使用する場合は、そのレンジが「完全な開示を意味するように十分に狭い」ことを確認すること、4) 推定企業価値（TEV）と、買収債務控除後の推定株式価値（equity value）を双方開示すること

実務声明では、対象会社取締役及びルール 3 の財務アドバイザーが代替オファーに対する見解を示す義務を負うことを再確認している。対象会社取締役は、2.7 公表（公開買付けの意向表明）時に（オファー／スキーム文書に先立ち）自ら受諾意向があるか、非上場株式選択肢を選択する意向があるかを記載することが推奨される。ルール 3 アドバイザーが、代替オファーが公正かつ妥当かについて助言できない旨を文書で説明する場合、事前にパネルと協議する義務がある。パネルは、その説明内容について事前協議を求めている。

[最初のページに戻る](#)

EU

EWC 指令の改正について合意

概要

欧州労使協議会指令（以下、「EWC 指令」）の改正について、合意がなされた。本改正により、欧州労使協議会（以下、「EWC」）は、「国境を超える事項」について、より強い権限を得ることとなる。主な改正点は、以下のとおりである。

- 協議対象である「国境を超える事項」の範囲の拡大
- 情報提供機会の拡充による協議の実効性向上
- 労働者代表の司法アクセスの改善
- 本社経営陣が負担する費用の範囲の拡大
- EWC 指令違反に対する制裁の厳罰化
- 適用免除規定の撤廃

背景

EWC 指令とは、複数の国に及ぶ買収等で労働者の雇用条件に影響を及ぼし得る企業の重大な意思決定について、労働者が情報を受領し、かつ本社経営陣（central management）と協議を行う機会を確保することを目的に定められた指令である。EWC 指令は、EU 加盟国及び欧州経済領域（ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン）内全体で 1,000 人以上、かつ、少なくとも 2 か国以上のそれらの国において各 150 人以上の労働者を雇用している企業又はグループに対し、労働者が要求した場合に、EWC の設置又は情報提供手続及び協議手続の導入を義務付けている。

しかし、現行の EWC 指令では EWC が有する権限が弱いとの批判を受け、2025 年 6 月 2 日に改正案が公表されるに至った。

スケジュール

EWC 指令の改正は、2025 年の秋に正式に採択される見込みであるが、公表されている改正案からの大幅な変更はないと考えられる。その後、加盟国は、2 年以内に、改正 EWC 指令に沿うよう、国内法を整備しなくてはならない。そして、多くの条項が、2028 年に施行されることとなる。

主要な改正点

EWC 協定の再交渉

現行の EWC 指令に基づき締結されている欧州労使協議会協定（EWC agreements）（以下、「EWC 協定」）について、EWC 又は EU 加盟国の 2 か国以上に所在する 100 人以上の労働者の要求があった場合には、本社経営陣は、締結済み EWC 協定を改正 EWC 指令に沿った内容に修正するための交渉を行わなければならない。要求の後 2 年以内に合意に至らなかった場合には、EWC 協定の標準的な規定を定めた補足規定（subsidiary requirements）が適用されることとなる。

「国境を超える事項」の範囲の拡大

情報提供及び協議義務の対象となる「国境を超える事項」（transnational issues）について、一つの加盟国に所在する労働者に影響を与える事項が、結果的に他の加盟国に所在する労働者にも影響を及ぼすと合理的に予測される場合も、これに該当することとなった。また、労働者に実質的な影響を与える場合にのみ情報提供及び協議義務が適用されることが明確化された。もっとも、この「実質的な影響」の解釈には幅があるとされている。

情報提供及び協議に関する権利の強化

本社経営陣は、EWC 指令の対象となる事項について決定を下す前に、労働者が当該事項によって受ける影響を評価できるよう、労働者代表に対して十分な情報を提供する義務を負う。

また、その後の協議では、労働者代表は、当該事項について意見を述べ、意見に対する回答を合理的な期間内に文書で受ける権利を有する。

企業は、EWC 指令の対象となる事項を行う場合には、これらの手続の存在を考慮したタイムラインを検討する必要がある。

専門家の助言等

労働組合の代表や法律専門家が、特別交渉機関及び EWC に対して助言を行うことができる機会が拡大された。また、合理的な範囲の専門家の費用を、企業が負担することが明確化され、これまでのように「1 名の専門家に限定する」という制限を設けることもできなくなった。これにより、合理的と認められる限り、複数人の専門家の費用であっても本社経営陣が負担することとなる。この点については、EWC 協定の中で定めることが推奨され、EWC のメンバー向けのトレーニング内容やその費用負担についても EWC 協定内で定めることができる。

年次協議

EWC は、年 2 回、本社経営陣と対面で協議を行う権利を有する（現行の EWC 指令では、対面協議を求める権利はなく、また年 1 回のみであった）。なお、例外的な状況であり、かつ EWC の同意がある場合にのみ、協議をオンライン形式で行うことができる。

秘密保持

本社経営陣は、正当な理由がある場合にのみ、EWC に対して提供する情報について、秘密保持義務を課すことができる。また、その期間

に制限を設ける必要がある。企業は、EWC に提供する情報のうち、どの情報に秘密保持義務を課すのかを慎重に精査する必要がある。

罰則

各加盟国は、EWC 指令違反について、違反の重大性や結果、場合によっては企業の売上高等を考慮し、効果的で、抑止力があり、かつ相当な罰則を定めなければならない。なお、当初欧州議会で議題に挙がっていた、EWC が本社経営陣の決定に対して差止を行う権利は制定されず、また罰金額も GDPR レベルで設定されていない。

代理人費用の負担

加盟国は、EWC が EWC 指令に基づく権利を行使する際に代理人を利用できるよう、企業に対して、その合理的な費用を負担させる、又は同等の措置を講じさせなければならない。

また、EWC 協定で義務付けられることもある裁判外紛争解決手続（ADR）についても制限がなされ、同手続が EWC の訴訟権を侵害しないようにする必要がある。

ジェンダーバランス

EWC 及び特別交渉機関の構成員について、男性及び女性が各 40%以上を占めるよう目指さなければならないとされた。当該要件を充足しない場合、EWC 又は特別交渉機関は、労働者に対して、その理由を書面で説明する義務を負う。

適用除外の撤廃

現行の EWC 指令においては、約 30 年前に EWC 指令が採択されるよりも以前に、情報提供及び協議機関を既に設置していた企業は、EWC 指令から生ずる義務を免除されている。しかし、今回の改正により当該適用除外が撤廃され、これらの企業も、一定の要件を満たす労働者等からの要請があった場合には、EWC 指令に基づき EWC を設置する義務を負うこととなる。要請から 2 年以内に設置に至らない場合、補足規定が適用される。

企業が取べきアクション

① 状況確認

現在、EWC を設置していない又は情報提供手続及び協議手続を導入していない企業では、労働者からそれらを行うよう要請される可能性がある。そのため、従業員の意向を継続的に注視する必要がある。

② 再交渉に関する方針

現在、EWC 協定を締結している企業は、積極的に再交渉を行うか、労働者からの要請を待つかを検討する必要がある。

- 労働者から要請があった場合、2 年以内に合意しなくてはならないため、今から再交渉に向けた準備を進めておく必要がある。
- EWC 指令から生ずる義務を免除されている企業は、現在の体制を維持するために、労働者等から要請がなされないよう慎重に調整を行う必要がある。
- 締結済みの EWC 協定を、改正 EWC 指令に沿った内容に修正する場合には、2 年以内にこれを完了しなくてはならない。

- 他方で、締結済みの EWC 協定を解除したうえで、改正 EWC 指令に基づき新たに EWC 協定を締結する場合には、3 年以内に締結すれば足りる。そのため、この方法を採用することも検討する必要がある。

③ 進行中の交渉

現在、EWC 協定について交渉を行っている場合、特別交渉機関が改正 EWC 指令に沿った内容にすることを求めてくることは必至である。そのため、このことを念頭に置いて交渉を行うことが重要となる。

④ 費用

EWC の運営費用が増加することが予想される。これは、特に対面会議の開催や、複数の専門家の関与が可能になることに起因する。費用請求が、EWC 指令が定める「合理的な範囲」にとどまるよう、EWC の運営において実務的な対応が求められる。また同時に、協議の効率性が損なわれないようにする必要もある。

なお、EWC 指令では、費用を補償するための国家レベルの基金や保険制度等、加盟国が費用負担を軽減するための措置を講じる余地が残されている。そのため、企業としては、法案の動向に注視し、必要に応じて立法に関するパブリックコメントを行うことも検討すべきである。

⑤ プロジェクトの前倒し

改正 EWC 指令が施行されると、企業は、現在よりも重い義務を負うこととなる。そのため、企業としては、改正 EWC 指令が施行される前に「国境を超える事項」を実行できるよう、プロジェクトを前倒しすることも検討すべきである。

⑥ 罰則

罰則は加盟国ごとに異なり得るため、各加盟国の罰則を考慮したうえで、EWC 協定の準拠法について交渉すべきである。

[最初のページに戻る](#)

4. Sustainability

EU

欧州委員会が EU 化学産業行動計画を発表 – CLP、REACH、ECHA に関する重要な変更点

概要

2025 年 7 月 8 日、欧州委員会は、EU 化学産業行動計画（以下、「CIAP」）を発表した。これは、EU の化学産業の持続可能な国際競争力を確保し、生産基盤を維持・向上させるための具体的なロードマップを提示したものである。CIAP と共に、CIAP で言及されている、ラベル表示等の形式的要件を簡素化することを目的とした「第 6 次オムニバス提案」もあわせて公表されており、続いて欧州化学機関（ECHA）¹に関する新基本規則案が発表される予定である。

¹ ECHA（欧州化学機関）は、EU 加盟国の化学物質に関する規制を実施し、化学物質の安全な使用を促進するための専門機関であり（2008 年設立。フィンランドのヘルシンキに本部が設置）、REACH 規則（化学物質の登録、評価、認可及び制限に関する規則）を所管する主要な機関であり、現在、その役割は広範囲に及んでいる。

CIAP は、EU の主要産業全体の競争力、持続可能性、強靱性を高めるための広範な産業戦略の中核をなすものであり、自動車、鉄鋼・金属、その他の産業分野に対する同様の行動計画に続くものである。化学産業に関しては、REACH 規則²（EC No 1907/2006）の改正プロセスも進行中であり、2025 年第 4 四半期に欧州委員会から改正案が提示される予定である。

これらの動きは、製品の適合性、持続可能性、サプライチェーン義務、国際貿易に大きな影響を与える可能性がある。以下に主要な変更点をまとめると共に、企業の対策についても後述する。

製品適合性

1. 第 6 次オムニバス提案：CLP 規則³の簡素化

現在 EU では、行政や中小企業の負荷の削減を目的とした法規制の簡素化が検討されており、複数の法規制を対象とした改正案（オムニバスパッケージ）が順次公表されている。CIAP と共に公表された第 6 次オムニバス提案では CLP 規則の改正がその対象の 1 つとなっている。

CLP 規則（EC No 1272/2008）は、物質及び混合物の分類、ラベル表示、包装を規定しており、第 6 次オムニバス提案では以下の主要な変更が導入されている。

- フォントサイズ、行間、包装に関する免除等、ラベル表示ルールの簡素化
- 製品ラベルに「デジタル連絡先」を導入し、デジタル化を支援し、当局とのコミュニケーションを改善
- 広告や遠隔販売における危険性伝達要件の簡素化

2. 新 ECHA 規則

欧州委員会は、ECHA のガバナンス、財務構造、効率性を改善するための独立した規則を提案している。

- ECHA は、通知、登録、科学的評価、EU 市場監視当局との連携に関する責任を強化
- 現在、ECHA の権限は主に REACH を含む複数の法令に分散しているが、新規則により統合・拡張される
- 提案は 2025 年第 3 四半期に発表予定

3. REACH 改正プロセス（2025 年末に提案予定）

REACH 規則の改正は、安全性、セキュリティ、持続可能性の観点からプロセスを近代化することを目的としている。

- PBT（残留性・蓄積性・毒性）や PMT（残留性・移動性・毒性）等の懸念物質、及び業務用用途に対する「一般的リスクアプローチ」の拡張
- デジタル製品パスポートに対応したデジタル安全データシートの導入（SVHC 含有量、登録状況等の情報へのアクセス向上）

² REACH 規則（Registration, Evaluation, Authorisation and Restriction of Chemicals）は、2007 年 6 月 1 日発効の欧州における化学物質管理規制である。EU 域内で製造・使用される化学物質は Registration（登録）、Evaluation（評価）、Authorisation（認可）、Restriction（制限）の義務が課されることになる。

³ CLP 規則（Regulation on Classification, Labelling and Packaging of substances and mixtures）は、EU における化学品の分類、表示、包装に関する規則であり、2009 年 1 月 20 日に発効された。

- 特定ポリマーに対する通知・登録義務の拡大

持続可能性とサプライチェーン

1. 循環経済法

現在、化学産業はバージンの化石由来原料に大きく依存している。化学リサイクルの促進と二次原料の使用を目的として、EU 委員会は 2026 年に「循環経済法」を策定予定であり、2025 年第 4 四半期には「単一使用プラスチック指令」の実施法も予定されている。この取組は、2020 年の EU 循環経済アクションプランを基盤としている。なお、ドイツをはじめとする加盟国が独自の国家戦略を採用しており、立法プロセスに影響を与える可能性がある。

2. PFAS 段階的廃止戦略

2023 年に各国当局が包括的な PFAS 規制提案を行ったことを受け、欧州委員会は PFAS の使用削減とリスク緩和を進めるとともに、代替品が存在しない分野における安全な代替品の開発を支援する方針である。

3. デジタル製品パスポート

エコデザイン規則（EU 2024/1781）により導入された「デジタル製品パスポート」は、サプライチェーンの透明性を向上させる。企業は、適合性確保に必要な製品データの整理をすぐにでも開始する必要がある。

国際貿易

1. 重要化学物質同盟（Critical Chemicals Alliance）

2025 年末までに、欧州委員会は「重要化学物質同盟」を設立予定である。これは、加盟国及び関係者がサプライチェーンリスクに対応し、重要な生産拠点を特定し、輸入依存を多様化によって低減するためのフォーラムで、この取組は、「重要分子法（Critical Molecules Act）」の基盤となり、「重要原材料法（CRMA）」に倣って策定される。

2. 貿易協定における原材料アクセスの優先

EU 委員会は、化学産業にとって重要な原材料へのアクセスを、自由貿易協定や「クリーン貿易・投資パートナーシップ」等の協力協定において優先事項とする。

3. 貿易防衛・輸入監視タスクフォース

2025 年 3 月に運用開始された「輸入監視タスクフォース」は、価格ダンピング等の外国貿易慣行を監視する。特に「重要分子リスト」を活用し、迅速かつ確かな貿易防衛措置を可能にする。

4. 国境管理と市場監視の強化

現在、EU では、輸入製品のコンプライアンス確保のため、国境管理と市場監視の強化が進められている。欧州委員会では、既存の国家当局を補完する形で「EU 市場監視当局」の設立が検討されている。

企業が採るべき対応

CIAP に関連する上記一連の法令改正に影響を受ける企業は、例えば以下のような対応を早期に検討する必要がある。

立法プロセスへの参加

EU 委員会の「Have Your Say」ポータルや対象を絞った協議プロセスを通じて、業界の意見を反映させ、効率的な立法を促進する。

製品ポートフォリオの評価

SVHC、ポリマー、PFAS 関連物質等、新たな CLP 及び REACH 義務の影響を受ける可能性のある物質・混合物の整理を行う。

コンプライアンス体制の整備

ラベル、安全データシート、分類・登録手続の更新を計画。デジタル報告や製品パスポートへの対応を準備する。

立法動向の監視

循環経済法、重要分子法、環境法の事務負担軽減を目的とした今後のオムニバス提案等に今後も注視していく。

ガバナンスとサプライチェーン戦略の見直し

ESG 及び貿易コンプライアンスプログラムが、EU の新たな持続可能性・貿易政策目標と整合しているか確認を行う。

[最初のページに戻る](#)